



平成 27 年 3 月 21 日

大田区教育委員会 様

大田区立学校通学区域改正審議会

会 長 安 藤 充



大田区立学校通学区域の改正について（答申）

26 教学発第 12997 号により大田区教育委員会から当審議会に諮問のあった池雪小学校ほか 4 校の通学区域の一部改正について、審議の結果、妥当なものと思われるので、諮問のとおり改正されるよう答申します。

なお、以下の事項について配慮願います。

- 1 施行の際現に改正前の規定により就学している者については、改正後の規定にかかわらず、従前の就学校に在籍できるものとする事
- 2 施行以前に、改正後の規定による就学を希望する者については、学級編制に支障のない限り認める事
- 3 施行後において、入学時にその兄姉が改正前の規定により就学している場合は、兄姉と同じ学校への就学を認める措置を講ずること

